

## 第40回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和4年8月3日（水）

開会 午後 1時02分

○事務局（松倉課長代理） それでは、ただいまから第40回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理の松倉でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまの出席いただいております委員の皆様方は7名中6名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、山内委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

ここで傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日は朝日新聞社様が取材に来られており、撮影を求められております。報道関係者の皆様にはあらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほう、よろしくお願いいたします。

本日は、小谷委員、佐々木委員につきましてはウェブでの参加になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長青木委員でございます。

○青木委員長 青木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員長代理 ウェブで失礼いたします。小谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 谷内委員でございます。

○谷内委員 谷内です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 玉川委員でございます。

○玉川委員 玉川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。環境局局長、堀井でございます。

○堀井局長 堀井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 環境局まち美化担当課長、木村でございます。

○木村課長 まち美化担当課長、木村でございます。お願いします。

○事務局（松倉課長代理） また、これまで路上喫煙対策に共に取り組んでまいりました関係局につきましても出席させていただいております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。

○岡村課長 岡村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 消防局予防課副課長、松田でございます。

○松田副課長 松田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。

○池松課長 池松でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松倉課長代理） 同じく、企画運営担当課長代理、高山でございます。

○高山課長代理　　高山です。よろしく申し上げます。

○事務局（松倉課長代理）　　なお、危機管理室につきましては、本日、所用のため欠席させていただいております。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会、次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。その次に、第40回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した冊子でございます。また、資料とは別に、条例規則をまとめた参考資料も委員の方々のお手元にお配りしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。青木委員長、よろしくお願ひいたします。

○青木委員長　　青木でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、朝日新聞社が撮影の許可を求めていますので、撮影を許可させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日は前回諮問がありました、大阪市内全域の路上喫煙禁止に向けた取組の諮問のうち、喫煙所の設置につきまして、これを中心に議論をするという、日程になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まとまった考え方を幾つか示していただく資料が、今日はありますので、順番に事務局のほうから報告をいただいた上で、委員の先生方からいろいろとご意見をいただくということにしていきますが、全部を報告していただいていますと、あちらこちらということもありますので、順番に区切りながらご意見をいただきたいというふうに思っております。ただ、もちろん相互に関連する話もありますので、最初のところで議論しなかったことが、後でもう一度ということがあっても全然構いませんので、一応、便宜上、分けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○木村課長　すみません、そうでしたら、環境局まち美化担当の木村からご説明させていただきます。

こちら、本日の資料につきましては、前回いただいた委員の先生方からのご意見、また、大阪市の内部でもこの間、議論を進めておりまして、今の時点で考え方として取りまとめておるものでして、今後、委員の先生からご意見をいただいたり、市の内部の意見をまとめて、意見を反映させながら、よりよいものにまとめたいと思っております。

そうでしたら、まずページをめくっていただきまして、今後、喫煙所（喫煙設備）の設置について、どういうふうに進めていくかということを経験的な考え方として示しておりますので、ページの右下の2ページ目、ご覧になっていただけますでしょうか。前回少しご説明させていただいたとおり、路上喫煙禁止の2025年の1月に向けて、大阪市の取組むこととしており、その実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかっていると考えております。社会状況の変化であるとか、望まない受動喫煙の防止の観点から、喫煙者の方と非喫煙者の方が共存できる分煙環境を整備していくと。それに関しては、今、既存の大阪市の6つの喫煙所だけでは足りない部分がありますので、これから新たな喫煙場所の確保が必要だと考えております。

喫煙所の確保に当たりましては、特に中心部などは対策を取らないといけないけども、その場所がないということもございますので、用地の確保などの観点で、市による設置だけではなく、市内全域の分煙環境を整えるのは、市だけでは難しいので、前回も他都市状況をご説明させていただいていたのですけども、助成制度を創設しまして、民間の施設や管理地においても皆さんがご利用できるような喫煙場所の確保を進めてまいりたいと考えております。

喫煙場所の確保に向けましては、路上喫煙の防止の対策の対象が道路、広場、公園

となっておりますので、そういった広場と公園などの公共スペースの管理者であるとか、あとは今後、やはり、駅を中心とした対策が必要だと考えておりますので、そういったところを管理されている鉄道事業者にもご協力をいただくなど、官民挙げて取組を進めていかないといけないと考えておるところでございます。

次のページに移りまして、2025年の1月を目途に禁止に取り組むということで、それまでの期間に重点的に喫煙所の整備を限られた期間で進めていく必要があると考えております。

今後、限られた期間で喫煙所の整備を行っていくためには、みんなが同じ方向に向かって整備を進めるための共通の考え方をきちんと取りまとめないといけないということもございますので、まずは、喫煙所の整備に係る指針というものを策定しまして、特に今後、喫煙所の整備に当たって状況把握などもしていけないといけないので、区と連携しながら、乗降客数の多い鉄道駅とか、事業所、飲食店などが密集する場所、さらには地域で路上喫煙の状況や用地の確保の状況なども勘案しながら喫煙所の設置場所の検討を進めてまいりたいと考えております。

こちらで別紙として、参考資料の1、細かい資料で本当に申し訳ないです。考え方、どちらかという数字よりも考え方を見ていただけたらと思ひまして、大阪市内の行政区それぞれにある鉄道の駅数を掲載しているものになります。縦の列に大阪メトロ、JR、阪急、阪神、京阪、近鉄、南海とそれぞれの鉄道会社の駅を掲載しておりまして、その横に書いている数字が1日の乗降客数でございます。それぞれ行、上のところには24区掲載させていただいておりまして、その下に全ての鉄道の駅数を合計したものと、乗降客数の合計を載せております。前回もお示ししてありますが、一番多いのが中央区になりまして、1日当たり200万人を超える乗降客数がいらっしゃるような状況でございます。続きまして、北区も同じぐらいの193万人の乗降客数がいらっしゃるということで、それ以外の区でも天王寺区であるとか、阿倍野区であるとか、西成区とか、それぞれ多いところを見ていただくと、淀川区さんも多いですね、どれ

ぐらいの人数が各区内の駅で乗降されているかということが分かるかと思えます。

こちらのほうで、もちろん駅利用者以外の方も駅周辺というのはいろんな施設がありますので、来られていることかとは思いますが、乗降客数は一定の喫煙者数がどれぐらいいらっしゃるかということの想定参考値になると考えてまして、こちら、大阪市全体では右の上のところに書いているのですが、乗降客数が全部で763万人いらっしゃるということなので、これ、乗り降りがカウントされている部分などもあるので、その辺りも勘案しながらしないといけないと思っているのですが、このトータルで215駅ある内、1万人以上の方が毎日利用されているのが138駅ございまして、一定、それぐらいの規模の駅というのは、対策を講じる必要があるかなというのを、今、こちらの中でも考えておるところですが、今後、またそういったものも参考にしながら、市の内部で、こういったところに喫煙所の確保が必要かを考えていきたいと思っております。

また、京都駅ですと、1つの駅に8カ所も喫煙所を設けられていたり、駅中心に喫煙所を設置されているような状況もございまして、その駅も1つの路線だけの駅もあれば、幾つもの複数路線が乗り入れている場所もありますし、駅から外に出ずに乗換えが多い駅と、一回外に出られる方が多い駅と、いろんなパターンがございまして、そういったことも踏まえながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

そうしましたら、元の資料に戻っていただきまして、3ページに戻っていただけますでしょうか。3ページの上から3つ目の●です。この間、委員会の中で答申を過去に出していただいていた、前回復習もさせていただいたのですが、喫煙所については効果的な啓発機能、PR効果を勘案してつくるということも求められておりますので、これから各区も中心になって、皆さんにマナーを守った喫煙をしていただくように啓発していかないといけないので、全ての行政区に整備を行っていく必要があると考えております。

最後の●になるのですが、設置場所の決定につきましては、やはり地域の実情を把握されている区長の意見を尊重して、総合的に設置の判断をしていきたいと考えておるところでございます。

基本的な考え方については以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。それでは抽象的なところもありますが、今までのところにつきまして委員の先生方からご質問やご意見をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、ご遠慮なくお願いいたします。

玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員　先ほどご説明の中で、前回の委員会から今回までの間に市役所の中でも、いろんな関係局とお話しされていたということを知りましたが、この公園や広場を管理されている部局であるとか、また、この各行政区の方々とも既にご意見交換された上で、これは、出されているという感じでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。そうですね、今、それぞれのところにお話を聞いたりしているところございまして、また、各行政区には、一旦、全市禁止に向けて、市民からのご意見などが、よく寄せられている場所などを、教えてほしいと、照会をにかけているところです。喫煙所の整備の進め方についても、今、環境局と区長の何人かが代表になっていただいて、一緒に打合せをする機会を、何回か持っております。私たち環境局だけでは気づかなかった点なども意見をいただきながら、これから進めていこうという話をしておりまして、今回、喫煙所の設置については、やはり場所の提供であるとか、実際の候補地の選定については、複数の意見をもらいながら設置していく必要があること、この間の調整の中でも感じておるところでございます。

○青木委員長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ウェブ参加の佐々木さん、それから小谷さん、何かございますか。

小谷さん、お願いいたします。

○小谷委員長代理　　ご説明ありがとうございます。質問としては、この後、またご説明あるかと思うのですけれども、今回、用地の確保について市の所有地、あるいはそういった市で都合できる部分と、別に民間の管理所有地とか、施設内を利用して助成制度を持って設置を進めていくということなののですけれども、大体的見込みというか、今、お持ちであれば、どのくらいの割合を助成金で賄っていけるような計画になりそうとかいうことが分かれば、ちょっと教えていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○木村課長　　ありがとうございます。まだちょっとその辺りが、具体的な候補地が決まっていないので、どれぐらいになるかというのは、確定はしていないのですけれども、今、話を進めていく中でも、私たちが持っている土地でつくるとなると、これまでと同じように、やっぱり道路上であるとか、公園であるとか、そういったところになるのですけれども、特に少し気にかけておりますのは、周りへできるだけ受動喫煙がないような喫煙所を設けるとなったときに、建築物になると、なかなか道路上ではつくるのが、今の状況では難しいというところもございまして、そういったことも勘案しながら、候補地を絞っていく中で、どこに成り立つかというものを検討しています。あとは助成制度と言いながらも、どちらかというとも2年間で限られた期間でつくりますので、公に成り代わってつくっていただくような、どこでもいからつくっていただくということにはならないので、実際の候補地を見ながら考えていくことになるかと思っております。その辺りはこれから、また検討させていただこうと思っております。

○青木委員長　　小谷委員、よろしいですか。

○小谷委員長代理　　はい、ありがとうございます。助成制度なので、率直なところ、予算措置として、どのくらいの規模になるかということも、実際にはかなりシビアなご判断も必要なのかなと思いますので、その点も踏まえて、また議論を進めていければと思います。ありがとうございます。



○青木委員長　　ありがとうございます。

そのほかの皆様、いかがでしょうか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　　2ページ目の3つ目の●のところに、公園、広場などの公共スペースの管理者に協力を求めるというところがありまして、非常に分かるのですが、やっぱり公園というのは誰のためのものかというのを考えますと、それぞれの公園の場所によって性格は違うと思うのですが、児童公園ですとか、子どもがたくさん憩う場に喫煙場所が目立つような形で置かれると、子どもがたばこといいますか、受動喫煙のこともありますし、たばこを吸うという行為そのものと接する機会となりますか、それまでたばこというものとほとんど生活の中に入ってこなかったものに接するようになるのがいいことかどうかというのは、ちょっと疑問に思うんです。とって、公共スペースでは公園以外で、喫煙所が置けるスペースってあるのかなというのを、ちょっと私、今、思いつかなくて、先ほどおっしゃられた道路ぐらいしか、ちょっと思いつかないので、難しいところではあるのですが、子どもへの配慮というのを十分にした上で、設置という、場所の確保を考えていただきたいというところです。

○木村課長　　ありがとうございます。本当に委員がおっしゃるとおりで、公園につきましても、管理者も様々で、国が管理しているものもございますし、大阪府が管理しているものもございますし、私ども大阪市が管理しているものもございますし、種類も本当に小さいものから大きいものまでございますので、そこで実際、分煙環境を整えるための喫煙所の確保が、成り立つかどうかというところもございますので、その辺りは個別の公園の特色であるとか、利用形態などもあると思いますし、個別で立地や使用状況とかも踏まえながら検討していくことになるかと考えております。

○青木委員長　　ありがとうございます。

そのほかの皆さん、よろしいですか。

ちょっと1点、確認といいますか、全面を路上喫煙禁止にしながら、あまり喫煙所

を設けずにしている自治体というのものもあるかと思いますが、そういうところでの何か状況とか、それによる喫煙される方と非喫煙者の共存という点で、喫煙所がないと具合が悪いというような、具体的な何か実例とかございますかね。そこまでは把握されていませんか。

○木村課長　そうですね、その辺りは確かに、喫煙所を設けていないところで禁止しているところに、状況を確認したことはないんですけども、この間、内部でも議論していく中では、やはり喫煙者の方たちにマナーを、この委員会でも過去に禁止地区を指定したときにも、基本的には喫煙所を設置してきたのは、「喫煙者の方たちにマナーを守っていただく」という考え方を踏まえてしてきたことだと考えておりまして、これを全市に展開するという話を本市内でもしていく中では、やっぱりそれが守れるような環境はつくらないといけないのではないかということ、市内部でも話しているところがございます、禁止であることの表示と併せて、喫煙所の整備は2025年の1月までに、それなりに整えた上でないと、禁止することはできないのではないかというのが、今、市の内部のほうで話をしている状況でございます。また禁止しているところで、喫煙所がないところのほうも、また勉強してみます。ありがとうございます。

○青木委員長　答申をまとめるに当たって、もちろんこれまでも喫煙所の設置と路上喫煙の禁止の両輪でというのは進めてきていますけれども、今度は大がかりになって、予算上も大がかりになりますので、やっぱりその効果、喫煙所があることによる路上喫煙がなくなるという効果について、少し何か詳しいものがあつたほうが議論、全市の合意という意味では要るかなというふうに、ちょっと思ったものですから、もしあれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、また、こちら、この考え方に戻っていただいて結構ですが、一旦ここを終えまして、次の2のほうに移りたいと思ひます。喫煙所の整備に係る指針について、

よろしくお願いいたします。

○木村課長　　そうしましたら、5ページに移っていただきまして、こちら、喫煙所の整備に係る指針というのは、基本的には先ほど申し上げた民間の施設でもつくっていただくような喫煙所と、あと大阪市がつくる喫煙所、両方とも、この指針を基に進めていきたいと考えております。

まずは1点目としましては、喫煙所の整備に向けて、建物内の喫煙所の整備というのでも考えておりまして、そちらにつきましては健康増進法の対象になってきますので、健康増進法を守っていただく必要があると。また、屋外の分煙施設につきましては、この間もご紹介させていただいていた、厚生労働省の屋外分煙設備の技術的留意事項に準拠したものを求める必要があると考えておりまして、それに加えて、やはり周辺を通行する方に、十分配慮されたものとして、設置する場所に応じて整備の内容を、3つに分けてここで記載させていただいており、検討していきたいと考えております。

1つ目が先ほどの屋内のもの、2つ目が閉鎖型のものということで、堂島公園の再整備で改めて新たにつくったようなもの、屋外に建物型でつくるものです。3つ目が開放型で、これまでつくってきたパーティション型のもので、そういった3つを想定しております。こちらについては、具体的に喫煙所の整備であるとか、設置場所の確保について、方針や要件を取りまとめて造っていききたいと考えているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、3つ目の●が、助成も含めて、大阪市が今後、新たにつくる喫煙所であるとか、既に造られているもので、指針の要件を満たすようなものも指定できるのではないかと考えておりまして、そういった喫煙所について、3つの類型に、種類に応じて各要件を定めて確保していききたいと考えているところでございます。

次のページ、6ページ目に移っていただきまして、この指針の目的、もともとの条例の目的にも重なってくるところでございますが、市民などの安全・安心及び快適な

生活環境の確保を目的として、大阪市の指定喫煙所の整備に係る指針を策定して、本市が自ら喫煙所を整備するとともに、要件を満たす民間の所有する喫煙所を指定喫煙所に指定するというのが目的でございます。

整備方針としましては、先ほど3類型でお伝えしていたものになりますが、1つ目が、まず民間が新たに喫煙所を整備するに当たって、指針に適合すると判断した場合に、整備費を助成して、整備した喫煙所を指定喫煙所として指定するパターン。2つ目が、既に民間で整備されている喫煙所を、申出があった場合に指針に適合している場合であれば、指定喫煙所として指定するというものです。3つ目が、本市の整備する喫煙所についてなのですが、この全体に係る指針に加えて、具体的な設置の基準というものを設けて、本市に関しては整備を進めていきたいと考えております。

先ほど3つの類型ということで、種類に応じた要件を次のページから書いておりました、まず1つ目が、屋内の喫煙所についてなんですけども、建物の中にあるものが対象になりまして、こちらにつきましては、基本的には皆さんの利用を促す、誰もが使えるということから、道路などの公共的なスペースに面する建物で、直接出入りができて、喫煙所の全部とか一部を建物の1階に設置するものというふうにしておりまして、原則はすぐに入れる1階につくっていただきたいと考えています。ただ、場合によっては2階であるとか、あとは地下に入ったところとか、入り口のところに、こちらに喫煙所がありますということでご案内が明確にできているものについては、指定する喫煙所として認めてもいいのではないかとというふうに考えておりまして、ただし書きの括弧書きというのは、そういった意味で書いているものでございます。

構造としましては、きちんと建具で区切られているものというのを考えておりまして、出入口に扉などが設けられ、壁、天井などで区画されていることを1つ目として上げておりまして、②としましては、出入口において空気の流れる量が0.2メートル毎秒ということを示させていただいておりまして、これは健康増進法で規定されている最小限の空気の流れとなっております。通常の部屋であれば、これぐらいの空気

の流れが確保できるぐらいのものとなっております。3つ目としましては、給排気設備が備えられていることとしておりまして、循環をきちんと、中の空気が入れ替わるような形で設置していただきたいということと、あと4つ目に、排気口は人通りの少ない場所に向いていることというふうに規定をしております。

この③番と④番につきましては、健康増進法よりも上回る要件にしておりまして、例えば④番につきましては、健康増進法では別に屋外には受動喫煙の根拠となるものがまだ分かっていないので、あまり触れられていない部分で、どういった空気の排出をするかまでは定められていないのですけども、私どもとしては、できるだけフィルターを通してきれいにしていただいた空気であっても、人通りに向かない方向に排気口を設置していただけたらと思い、こちらをつけているところでございます。

その他事項として、健康増進法に則したものであるということで重ねて書いておるところです。

次のページが、閉鎖型の喫煙所に関するものでして、こちらについても設置場所は道路などの公共的なところから容易に利用できる場所であること。あとは通行の支障にならない場所であることを求めまして、構造としましては、出入口に扉があることと、給排気設備が整えられていること。あと排気口もできるだけ高いところにあって、人通りの少ない場所に向いていること。吸気口は排気口の反対側に設置して、吸気と排気がスムーズに行くようにすることということで記載してまして、その他事項として、厚生労働省の留意事項を記載しているものでございます。

次のページに移りまして、③の開放型喫煙所につきましては、基本的には囲いだけの構造で、屋根とか壁で完全に覆われてないものを想定して規定しているものになりますが、こちらにつきましては、ほかの2つとは違って、煙がきちんとフィルターとかで浄化して出されるようなものではないので、通行者から離れた場所に設置をいただきたいということと、あとは望まない受動喫煙を防ぐために、周辺環境に配慮した場所に設置してほしいということで、設置場所の規定を書いてまして、構造とし

ては、基本的には厚生労働省の留意事項と同じ内容で記載しているのですが、クランクがあり2回以上が望ましいこと、壁などで喫煙場所が区切られて、煙が人通りの多いほうに流れないように配慮されていることを求めて、壁につきましても一定の高さ、2メートルから3メートル程度があることとしてまして、ここにつきましては、できるだけ高いほうが煙は上に抜けるので、実際は望ましいところではございますが、どうしても場所によって設置できるものであるとか、あとは構造の関係とかもございまして、2メートルから3メートル程度という厚生労働省の基準をそのまま引用するような形にしてまして、実際できるだけ煙が上に抜けるような形で設置を促したいと考えてます。④としては、壁の下に吸気用の隙間を設けることというのを規定しまして、⑤には天井の一部を覆う場合についても勾配をつけて、きちんと煙が人通りの少ないほうに流れるようにということで規定しています。

10ページは、これもこれから検討が必要だと考えているのですが、喫煙所を指定するにあたって、やはり皆さんが使っていただけるものでないと指定する意味がありませんので、こういった要件を考えていきたいと思っております。まずは一般に開放して無料で利用できるもの。

あと、稼働時間についてなんですけど、1日8時間以上、週5日以上で運営としておりまして、こちらは平日であれば、喫煙時間として多いのが、朝の通勤時、お昼休みの時間、夕方の通勤時が多いと考えておりまして、その内昼と夜であるとか、朝と昼であるとか、2つの時間帯をカバーできるような喫煙所として実施していただけたらと考えております。また、商業施設なんかですと、10時オープンであったりとか、そういったところもありますので、何時から何時というような規定ではなくて、1日のうち8時間以上という形で規定したほうが、それぞれのカバーする時間帯などもございますので、いいのではないかと考えているところでして、例として、挙げております。

次に、面積について、やはり助成金も設けて指定していくようなものになりますの

で、一定規模以上ということを考えて、5平米以上で、収容人数が4人以上ということを考えております。

整備に当たっては、近隣の住民から一定ご理解を得ていただく必要があると思いますので、規定であるとか、あと今後、全市禁止していくタイミングにはしっかりと、ここに喫煙所がありますということをご案内しないといけないと考えてますので、そこに同意していただけるもので、きちんと清掃いただいて、維持管理を適切にしていただくということで、それ以外には、法令に抵触しないものというような、最低限の条件もつくった上で指定の要件とさせていただきたいと考えております。

こちらについては、まだ今の考え方なのですが、ご意見のほう、いただけたらと思います。

○青木委員長     ありがとうございました。

それでは、今のご報告、ご説明ありました喫煙所、3つの類型に整理をして整備をしていくということについての指針と、一つ一つの3類型に関してのご意見も含めて、いろいろとご質問、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員     まず、ちょっと確認ですが、市が持つてる土地、大阪市の所有の土地に新しく喫煙所を造る場合は、ここにありますように、喫煙所設置基準を定めて、それに従って造っていかれると。一方、民間の方に新たに、もしくは今のところにあるものを指定にする場合は、指針を設けて、要件を満たせば、助成なり何かしていくと、そういう方針だと思うんですけども、その民間の方をお願いするとか、こういう候補地がありますよとか、いろんな情報を集めて、今後進めていくにあたって、その指針といいますか、ガイドラインはこんな感じですかということでご説明いただいたんですけども、非常にちょっと分かりにくいといいますか、僕も法律をつまびらかに見てないので分からないんですけども、まずこの平成14年の健康増進法というのがあって、それが平成30年に改正されて、その改正の中に通知が2通あって、技術的

な部分があり、別途参考資料につけていただいている参考資料2を見ますと、これでこういう技術的なことは書いてあるのですが、最後を見ますと、なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙システムを設置する事も可能ですと、別にだからこの技術どおりにならなくても設置することも可能というようなふうにも読めますし。またこういう、法律がいろいろあったに加えて、この10ページ目ですか、また、こういうことについても検討しますよということで、何かいろんなことが重なって、民間の方にこういう要件を満たしたら助成が出ますよというようなアナウンスをしていくには、複雑で、このとおりのまま説明すると、ハードルがすごく高くて、なかなか候補地に、どうですかというような声も集まりにくいのではないかとというような気がします。ですから、法律というのはそういうもんということは私、重々理解してるんですけども、ちょっと法律を一旦置いてという言い方がいいかどうか分かりませんが、民間の方に用地の候補を募っていくということについては、もう少し分かりやすいガイドラインをつくっていただいたほうがいいかと思います。

○木村課長　ありがとうございます。1つ、まず、すみません、私の説明も分かりにくかったかと思うんですが、まず指針、公設置の喫煙所につきましては、指針に加えてこの後ご説明する基準も両方とも満たしてる喫煙所を造っていくということを考えております。先ほど近藤委員がおっしゃっていただいたとおり、確かにいろんなところに基準があって分かりにくい部分につきましては、確かに今後、助成制度をつくったときには、全体像が分かるような、パンフレットになるのか、ホームページでしっかりとこの要件を満たしてくださいというのが、1つのものとして分かるような形でお示しするようにしないといけないのかなというのが、今お聞きして分かったところです。ありがとうございます。募集にあたっては、今後の周知のときには、まだきちんとした形にはなっておりませんので、分かりやすい形に整えて、募集していくような形でできたらと思います。ありがとうございます。

○青木委員長　よろしいですか。



あれですね、今回この議論する指針というのは助成の対象とするものについての指針という理解で、健康増進法では各民間の事業所が自らの整備としていろんな運営をしていくわけで、その中には必ずしもこういう厚労省の技術的事項に沿わないものもあるかもしれないけれども、少なくとも大阪市が助成を出す喫煙所については、この指針に基づいた運営をしていく、そんなイメージでよろしいですか。

○木村課長 はい。

○青木委員長 そういう趣旨で助成を出す対象としての民間の喫煙所としてはどうかというようなことで、皆様もご検討いただければと思いますし、あとは法的な大阪府がつくるものに関することも含めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

玉川委員お願いします。

○玉川委員 前回から、東京都では既にそういう民間のつくる喫煙所に対しても助成をしていますという話をさせていただきました。今回つくっていただいている指針というのは、そういう東京都のいろんな区の事例も踏まえた上でのものということでしょうか。もしくは、東京都のものよりもより何か改善したものとか、そういうものがあれば教えていただければと思います。

○木村課長 玉川委員、ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、まず東京都さんがかなり先進的に助成制度も取り組まれているので、実際、各区さんでつくられてるような助成制度も参考にしながら取りまとめてきたところなんです。見てみますと、千代田区さんが、かなり最初に助成制度をつくってから、要綱を何回もリニューアルされているので、きっと助成制度を進めていく中でご苦労されている部分であるとか、明確にしないといけないと考えられて整理してきた経過が、その要綱の改正経過からも見て取れる部分でして、他都市の担当者の方にはこの間もいろいろご協力いただいて、情報をいただいているのですけれども、そういったものを加えて考えてきたところでございます。

そうですね、他都市と違う部分で、上乗せで規定というのではないですけど、設置場所の部分については、特に人通りの多い方向に流れないようにというところであるとか、そういったものは、実務者の中で、各区の代表であるとか、そういったところとも話ししながら規定してきているところでございます。

あとはそうですね、何か追加で、それぐらいかなと思うのですが、あとは文面のところで、先ほど1階が望ましいのだけど、1階以外についても一定、設置することについて容認するような形で整理するところについては、他都市もちょっとあったのですが、今、こちらで考えているのが、今後、地下施設の中でも、例えば地下の通路部分に面しているものについても設置が促進できるのであれば、道路に面するのではなくて、道路等ぐらいにしておこうとか、そういったところはちょっと内部でも話しながら、文面の書きぶりについては考えながら、直しているところもございます。

○青木委員長　ありがとうございます。それ、ほかの市の何ていいますか、要綱とかを参考資料として見せていただくというのも、できれば欲しいと思います。入手可能であればですね。特にその苦勞されているものなどを見ると参考になると思います。

○木村課長　分かりました。

○青木委員長　そのほか、いかがでしょうか。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員長代理　小谷でございます。大きく2つご質問させていただければと思います。

特に民間の施設についても、この指定喫煙場所として運用するに当たって、助成金の中でまず気になるのが、維持管理費の扱いになるかと思えます。この後、民間設置のほうのお話があるので、多分、そこでご説明あるのかなと思うんですけども、整備費等の中には維持管理費等が含まれるとして、そうするとある程度、基準に適合した設備として維持していくために、更新制とか、そういった何か、何年かに1回とか、そういう形で確認みたいなプロセスを含むような形のイメージを持っていらっしゃる

のかどうかということ。それから、民間施設については、できるだけ積極的にこちらの助成に乗っていただいて、そこも含むような形で全市の状況を整える必要が出てくるんだと思うんですけども、それに当たって、新規設置だけじゃなくて、既設のものについても指針に適合すれば指定するという形になってはいますが、そのときに、既設の施設を少し改修したりして指定に持っていくということも想定されるのではないかなというふうにイメージしています。そういった必要がないパターンの方が多ければ、あまり不要な考えかと思うんですけど、そのときにも、例えばそういった改修についても助成ができるのかとか、その辺りについてお考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○青木委員長　　お願いします。

○木村課長　　小谷委員、ありがとうございます。まず、そうですね、1点目の助成に関して、整備助成だけじゃなくて、維持管理についてもどうかというご質問だと思います。こちらにつきましては、今まだ内部で検討中ですけども、促進策として、初年度だけを対象にするのか、もしくは、公共に成り代わって喫煙所を設けていただくというところもございますので、維持管理期間を一定設けていただいている期間、維持管理を一部助成していくような形にするのか。その辺り、また今後内部でも検討してまいりたいと思っております。

更新制につきましては、確かに他都市でも更新制を取っている助成制度を設けているところもございますので、そちらについては、今後検討かと思っておりますが、一定、最初に初期投資として整備費の助成をするときには、5年間であるとか、最小限、喫煙所として維持管理していただく期間を要件として設けないといけないと考えておりました、その期間中は基本的には維持管理していただく。その次に、5年たったときに、周りの周辺状況を踏まえて、喫煙所として必要なかどうかということについては、私たち行政の側もそうですし、維持管理されているところも判断されることかと思っておりますので、そのときにどうされるかというところは、まず制度をスタート

した後に、検討していくことになると思います。今のところ、まだイメージとか、内部で、その辺りはまだ議論ができてない部分でございます。

すみません、あと2点目の、指定に関して新規以外の既設のものについてなんですが、こちらでもまだ十分な議論はできていないのですが、基本的には補助制度というのは新たに補助事業を開始する前に申請をいただいて、それに対して促進策として補助金をお渡しするというものになりますので、基本的には新規のものを対象にすることを想定しておりまして、既に喫煙所として機能されているところについては、公金である補助を上乗せしてお渡しするというところは、今のところは考えていないところでございます。

ただ、先ほど改修の観点とかもあるかと思しますので、また内部でそういった観点も話し合っただけで検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○青木委員長　よろしいでしょうか。

○小谷委員長代理　ありがとうございます。また今後、状況に応じて論点として置いていただければと存じますので、よろしく願いいたします。

○青木委員長　ありがとうございます。今の最後の件ですけど、小谷委員のご趣旨は、指定に適合しない部分があるところを、少しお金を出すことによって指定できるようになるのであれば、新規にお金を出すよりもずっとローコストで指定ができるということですから、それは合理的な使い方だと思います。それで運営費に対してだけ、既存のものは運営費に関して助成をするわけですから、運営費だけじゃなくて、改修費については、普通は補助費というのは新規のものに使うから出せないというロジックだけでは、ちょっと説明として不十分だと思いますので、十分に考慮に値するご提案ではないかというふうに思いますので、ご検討いただきたいなというふうに思います。

それ以外、いかがでしょうか。

どうぞ、玉川委員。

○玉川委員　この10ページのその他の指定要件、こちらについてまだ今後検討中ということをおっしゃっていただいたので、まだ今後変わってくるものかなと思うのですけれども。例えばこの床面積が5平米以上で収容人員が4名以上とか、これが一体どれぐらいの妥当性があるものなのか、ちょっとよく私にも分かりかねまして、その辺、例えばこういう喫煙所であればこうなんですというような事例をちょっと教えていただくと非常にありがたいなと思います。

それともう一つの、下の近隣住民等から理解を得られていること。これは非常に難しいのではないかなと思ってまして、何をもって理解を得られてると判断するのか、この辺の基準というのはどのように考えておられるかなというのが少し気になりました。

○青木委員長　お願いします。

○木村課長　ありがとうございます。まずは、床面積と収容人数の部分でございますが、ここについては、まだ深く議論もしていないところで、事務局で考えていたのが、例えばトイレであったら、少なくとも何個かあったら使えるじゃないですけども、一定、4名ぐらいが使えるようなスペースであれば、順次入れ替わって利用することができると思っています。喫煙所を利用する時間は割と短く、お一人5分以内であるとか、もっと短い時間で出られたりとかするので、回転は早いと考えています。ある程度の時間で利用者が入れ替わると、一定数の利用が想定されると考えまして、これぐらいの規模であれば、一定数の喫煙者の方に使っていただけるような施設になるかと考えて、たたき台ではあるのですけども、これぐらいの規模と考えたところでございます。

先ほど、もう一点目の近隣住民からの理解を得られているというところは、確かに非常に難しいところございまして、過去に、委員会で喫煙所の話を、当初の委員の方々がお話をされていたときにも、喫煙所に関しては、つくと喫煙者の方が集まってくるというところがあるので、配慮が必要だということであるとか、全体論として

は喫煙所を設けていく方向性についてはご理解いただけるのだけでも、いざご自身の近くのところになると、なかなか理解が得られないなど、本当に難しいところがございます。ただ、何も説明せずに建ててしまうわけにはいかないのです、ご説明をし、ご理解を得ながらつくっていく必要があると思います。例えば近隣への説明をこういう形で進めてきましたというような経過を資料で出していただくとか、そういったことで同意を、理解を得られるような働きかけをされてきたということを確認できたと考えております。この辺りは確かに難しいところなので、今後また考えたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

その他、いかがですか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　　既に民間により整備されている喫煙所を、申出があればということなのですが、喫煙所にあまり行ったことがないので状況が分からないのですが、今ある喫煙所は、この要件ですね、この要件をどのくらい満たしているものが多いのでしょうか。全く満たしていないところのほうが多いのかということ。既にある喫煙所の個数がどのくらいあるのか。多くのビルには入っているものなののでしょうか。もし、それが先ほど小谷委員がおっしゃったように、少し整備をすることで増やせるというのであれば、かなりの数を確保できるということになるのかなと思っていますというのと。

あと、近隣住民さんの理解というのはすごく難しいなと私も感じてはいるところなのですが、それが喫煙者のためだけに整備するのではなくて、きちんと分煙していくためのものと、非喫煙者の方にとっても、この喫煙所をつくることにメリットがあるということを大阪市のほうからも、きちんと説明していただくとか、この民間施設だけではなくて、大阪市のほうの理解を得るための協力を何らかの形でするということも必要なのかなと思いました。

○木村課長　　ありがとうございます。まず1点目の、民間の既存の喫煙所についてなんですが、ちょっと私も感覚的なものになるかもしれないですが、屋内の喫煙所につきましては、ショッピングセンターなどで、場所により、本当にフロアごとに設けられていたりとか、飲食店のあるフロアに設けられていたりとかで、それなりに整っていて、もちろん健康増進法の基準を満たしてつくられておりますし、それなりに配慮してつくられているかと思しますので、要件は満たされているものも多いのではないかと考えております。

指定に関してなんですが、先ほどの既存の部分の指定に関してなんですが、助成金というお話も一緒になるかもしれないのですが、公的な、その喫煙所として造られているものについては、場合によっては、集客施設ではないですが、特に飲食店のフロアにあるものとか、ショッピングセンターにあるものというのは、公的な喫煙所ですということを大阪市からもご案内することによって、一定の集客効果なんかも、指定を受けるメリットの1つかなと思っています。

あと、この間、たばこ事業者や、たばこ関係の事業者とかにもヒアリングをしていく中で、今、喫煙所の中には、もともとショッピングセンター用の喫煙所として設けられているものを広く公開するようなビジネスなどもあるみたいでして、そのメリットとしましては、喫煙所の中で広告をすることで、その喫煙所を利用されている方に見てもらえることができるであるとか、中には、その中で喫煙されている方のデータを集めて、それを別の事業にも生かすとか、メリットも事業者さんの中ではあるみたいで、そういった取組をされているところもあるように聞いています。もしそういった民間事業者の需要と、私たちの喫煙場所の確保という目的が合致するようなものがあるのであれば、補助金というような形でなく、うまくお互いの利益につながり、成り立つものもあるのではないかなというふうに期待しているところもございます。

あとは指定喫煙所とはまた別になるのですが、おっしゃっていただいていた、既存のもので規定を満たさないものも確かにあるのかなと思います。その喫煙専用の部屋

ではないかもしれませんが、例えば喫煙できる喫茶店であるとか、そういったところも場合によれば、喫煙場所の確保という意味では、ご案内をすることを、他都市でもされているところがございますので、そういった指定とは別で、分煙環境を整えるのにご協力いただけたら、ご紹介とかということもできるのではないかなと、これからの議論になりますが、1つの案ではないかなと考えております。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。

佐々木委員、いかがですか、何かございませんでしょうか、お聞きになっておられます。

○佐々木委員　そうですね、今、ご説明がありましたように、その企業さんの集客のためにする喫煙所という手段も、やはり企業の営業の1つだと思うんですね。もちろん喫煙場所としては大切な場所なのですから、やっぱり市としては、駅の近くの通路のそばの企業さんとか、そういうところにご協力を得て、少しでもそのようなところでできるようなことがあればいいかなと思います。

それと、先ほどお話がありましたように、既存のものに対しましての指定はということですが、委員長が言われましたように、やはりそれに手を加えるなり、それから、もちろんそれはもう一度、検討していただくほうが私はいと思います。というのは、もう既に使っているものは、どれだけの利用者があったかということもある程度よく分かっていると思いますし、それに必要な手を加えるというようなことで、新しく建てるよりもコストが安くなるのではないかということで、そのようなことも進めていただければいいかなと思います。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございました。

この2のところから、そろそろ次の3に移っていきたいとは思いますが、ほかにございますか。



私が1点気になりましたのは、考え方で、6ページのところが整備方針として、先に民間の活用が記載された後で本市のことが記載されてますけれども、やはり基本的姿勢としては、本市が責任を持って設置をするということがあって、それに加えて民間のご協力を得るということだと思いますので、本市がちゃんとやりますというのが、まず記載するということが重要ではないかというふうに思っております。数はともかく、基本的なところは、民間の協力が得られない場合には、市が責任を持ってするというようなことはしっかりと打ち出させていただく必要があるのかなということは気になりました。

それから、ここでも何度も議論になったと思うのですが、9ページの開放型の喫煙所ですけれども、やはりなかなか既存のところは煙が流れてくるというご意見も出ていたと思うのですが、やはり壁とかは2メートルですと、最近では身長が1メートル80センチぐらいの人が普通なので、そういう方が吸われると、2メートルの壁なんていうのは優に越えてしまうのではないかと思いますので、やはり3メートルが原則で、そうじゃないと助成はしないぐらいの何と申しますか、基本的なところが示せないものだろうかというのは、少し思ったところではございます。その辺りは難しいのかもしれませんが、その辺りのことも、またご検討いただければと思います。

それでは、続きまして、3の公設喫煙所設置基準、こちらのほうのご説明、よろしくお願いたします。

○木村課長　　そうしましたら12ページに設置基準の目的と設置場所について記載してまして、こちらは今後、大阪市がそれぞれ候補地を見つけていくに当たって、設置場所などの考え方も共通で認識をしておかないと、ばらばらなものを造ってしまうことになってしまいますので、そうならないように定めようというのを考えておきまして、喫煙場所の考え方であるとか、整備内容の判断基準などを取りまとめて、設置基準として定めて、効率的、効果的な整備をめざすものでございます。

基準として、まずは基本的には、閉鎖型の喫煙所を基本として整備してまいりたい

と思っております。ただし、周囲に迷惑とか危険を及ぼすおそれがない場合には、周辺状況なども見ながら、開放型の設置も可能というようにしたいと思っております。

設置に際しては、やはり啓発機能とかPR効果にも配慮しながらつくっていく必要があるということを基準としてまとめたいと思っております。

設置場所につきましては、前回のときにもご意見をいただいていた、できるだけそういうところを先に喫煙所を整備されてはどうかというご提案もあったところで、乗降客数の多い駅周辺で、人流、回遊性の多い地域、さらに喫煙所がないことで受動喫煙や、安心・安全、快適な生活環境とか、美化が損なわれるようなおそれがある地域に設置していくという考え方で進めてまいりたいと考えてまして、具体例としては、やはり先ほど佐々木委員からもご提案ありましたが、駅の周辺を中心的にというところと、事業者や飲食店などが密集する場所を中心的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。この公設の基準につきまして何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。ございますか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　2つございます。まず1つは、この閉鎖型喫煙所を基本とするという部分ですけれども、堂島に喫煙所を導入するということになったときの答申で、堂島には閉鎖型を導入するけども、今後これが相応しいかどうか検証していくということになっていたと思います。その検証については、今まだ堂島が建っていないので検証ができていない状況かと思いますが、とはいえ、この本市の設置する公設喫煙所はもう閉鎖型を基本とするという方針を出されている点について、その理由を教えていただけたらというのが1点です。

もう一つは、この公設喫煙所という定義ですけれども、これは鉄道駅周辺にもなっていますので、土地を民間が提供し、建てるのは行政という場合も公設喫煙所と呼ぶ

のか、それとも土地も建物も行政が用意する場合のみを公設喫煙所と呼ぶのか、その辺の定義を教えていただけたらなというふうに思います。

○木村課長　ありがとうございます。まず1点目、確かに閉鎖型の喫煙所については、堂島公園の閉鎖型喫煙所が、8月中の供用開始予定のスケジュールで進めているところでして、本市の閉鎖型喫煙所としては、そこが第1号になるので、これから検証していく部分でございます。

今回、閉鎖型を基本とするとさせていただいたのが、先ほど谷内委員からもご指摘があった公園の関係のご意見をいただいていたと思うのですが、閉鎖型の喫煙所であれば、煙が漏れ出る量が少ないことが想定されるので、受動喫煙のリスクが低くなるのではないかとという考え方で、建物を建設可能な場所については閉鎖型の喫煙所をつくりたい。一方、先ほどの道路であるとか、閉鎖型がつかれないような場所もございますので、そういったところについては、開放型は立地を厳選しないといけないですが、通行者に迷惑をかけないところは開放型で設置ができるのではないかとということで、まず閉鎖型ができないかというところを、最初に考えた上で、立地に合わせて判断するというところで進めたいというのが、今現在、市内部で考えてるところでございます。

あと、もう一点のご質問の、公設の考え方については、基本的には大阪市のほうで施工して造る喫煙所を公設という形に考えていまして、これから具体的な候補地をお話しする中で、場合によれば、先ほどご意見があったような、土地、施設は民間が持っておられるところに公設置でつくることが成り立つかどうかは、これから検討が必要かと思いますが、基本的には建設した方が、法的ないろんな責任も一般的に負うこととなりますので、民間の土地であれば民間の方に建てていただいて、維持管理等、その後の喫煙所として設けた後に、どうされるかという判断も所有者で判断することになると思いますので、基本的には民間の建物のところでは民間のほうでつくっていただいたほうがいいのではないかと考えているのですが、これから具体的な候

補地を探す中で、そういった土地が民間で、設置が大阪市ということで想定されるのが、駅周辺の広場に関しては、大阪市が持っている広場もあるのですが、鉄道事業者さんがお持ちの広場もあるので、そういった場合は、確かにご意見のような民間の鉄道事業者の土地に、大阪市が設置するというパターンも想定されるかと思います。そのときには、公設の基準でつくるのが妥当かと思いますが、あまり想定していなかったのですが、今後そういったケースも想定しながら整理していきたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

その他にいかがでしょう。よろしいですか。

1点、私のほうからですけれども、道路、公園、その他、市の土地でというときに、道路の上には基本的には建物が建てにくいというお話が前からあると思うのですが、公衆トイレとかは、道路の上に建っていたりしていると思うのですけれども、それは例外として、私が言うのも何ですけど、除外規定とかがあるのかということと。それに準じて、これも比喻が正しいのか分かりませんが、公設トイレと同じような位置づけとして、どこでもトイレをしていいわけではないということでしたのが公設トイレでしょうから、同じように喫煙所を造っていただくという意味では、公益性があるものなので、そういうものについては除外規定とかで、道路や公園にも建てられるという考え方にはならないのかとか、そういう辺りが少し気になるところでございます。その辺り、何かお分かりですか。

○木村課長　　確かに青木委員長のご紹介があったとおりでして、私どものところで公衆トイレも担当しております。公衆トイレにつきましては、廃棄物の関係の法令がありまして、それに基づいて、公衆衛生の考え方で、公衆のトイレを設けて、そこで利用していただくことで、公衆衛生が保てるという考え方で設置を各自治体でも進めてきたところです。道路上の建築物としては、建築基準法の法律で一定建てられるものが決められておりまして、その中に、公衆トイレは記載があるので、例外的なもの

として認められてつくってきたという経過がございます。一方、喫煙所に関しては、まだそういった公益性というところが法令にも規定がございませんし、公益性の観点のところで、まだ大阪市の中では認められたものはない状態です。その辺りはまた関係部署が別のところにもなってきますので、今後、喫煙所を設置するにあたって、基本的には、閉鎖型喫煙所を設置していきたいというところもございますので、また内部で議論はさせていただこうかなと思っております。ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

この点は、他の方は、よろしいでしょうか。

では、次に参ります。先ほども少しお話が出ていますが、民間助成のときの具体的な対象や、対象項目とか、実際の東京の例などもつけていただいておりますので、ご説明をお願いします。

○木村課長　そうしましたら、14ページを見ていただきまして、前回、東京の事例なんかもご紹介させていただいた時と同じものですが、15ページに付けさせていただいているところです。先ほどのお話のとおり、用地の確保の観点から、民間助成制度をつかっていきたいという様に考えております。具体的には健康増進法の関係などで、喫煙場所の提供に合わせて、先ほども少しお話させていただいたのですが、デジタル広告などで収益を得て、それを維持管理費に充てるであるとか、自動販売機を設置して、その収益をもって維持管理をしているようなビジネスモデルもありまして、そういったコーディネートをするような事業をされているところもあります。そういったことも、本市が確保できない場所での補完を、民間に協力してもらい、連携して進めていくという観点から助成制度を創設したいと思っております。

助成制度につきましては、先ほどの指針の規定もございますし、一般の方が自由に利用できる、屋内のものと、屋外の喫煙所を想定しているところでございます。それにあたっては指針を満たしているものというのが要件になってくるところです。

先ほど委員長からもお示しがあつたように、例えば助成制度に関しては、指針を上

回るものを設けるというのも、ひとつの整理の方法かなと、先ほどお聞きして思いました。

助成内容については、設置にかかる初期費用を助成するというところと、維持管理費についても、本市がどこまで負担するかは、これから検討が必要だと思っております。

15ページにありますとおり、他都市で言うと、助成率が100%になっていて、これは先ほども申し上げたとおり、公共に成り代わって造っていただくという考え方で実施されておりますので、本市につきましても、そういった形でできないか、これから内部で検討してまいりたいと思っております。

先ほど、小谷委員からご質問があった中身にも連動してくるのですが、千代田区のところを見ていただきますと、最初の設置で700万円補助をして、維持管理は年間264万円補助され、さらに、継続期間後の更新ということで、機器が5年間ぐらいたつと手入れをしないといけないところが出てくるので、更新のための補助金というのも設けて、長く公設の喫煙所として、維持していただくような工夫をされているところなんです。この辺り、私たちが勉強させてもらって、効果的な助成制度にしたいと思っておりますが、その辺りは内部でこれから検討することとなっております。

次のページ、見ていただきまして、事例を見ていただきたいと思っております。先ほどご紹介したたばこを販売していないけども、たばこ関連事業でコーディネートされているような事業者が設置されている喫煙所で、実際、東京都の区から補助金を受けて設置された喫煙所になります。最初の16ページの左の分、これが先ほど1階でなくても容認して建てられているようなパターンでして、2階に喫煙所があるパターンですね。これを見ますと、1階になくても無料喫煙所が2階にありますということを表示されていて、道路を通行される方からも見やすいので、こういったパターンであれば、公設の喫煙所を民間につくっていただくのは成り立つのではないかなと考えております。同じように地下でも、駅までの通路であるとか、そういったところもちゃんと表

示さえできれば成り立つのではないかなと考えているところです。

まだこれから検討ですけども、やはり先ほどもご意見があった、前回の委員会でも駅周辺は対策が必要だというお話もしている中で、駅周辺であれば、地下施設、地下鉄など各社の乗り入れなどで地下通路を通られる機会が多いと思いますので、そういったところに設けると、喫煙者の方がマナーを守って喫煙していただけるのではないかなと考えているところですが、実際、ヒアリングしていく中で、地下に造るとなると、火を地下で使うというのは危ないので、消防の観点であるとか、防災の観点から、コントロールしている場所に配線をつないで、何かあったときの緊急体制を取るであるとか、排煙の設備のために長いダクトをつないで外に煙を出さないといけないとか、通常1階部分に設ける以上の費用がかかってくるということが分かったところでして、そういったところに対して、設置が促せるのであれば、見合う助成金を考えてもいいのではないかということ、内部で議論しておりまして、その辺りは今後検討していきたいと思っているところです。

次めくっていただきましたら、18ページ、19ページからは、別の事業者が設置されている喫煙所になりますが、ここは逆に、一見して喫煙所というのが分かりにくいようなところもありますが、おしゃれなデザインになっていて、場所になじむような喫煙所を造られていて、きちんと喫煙所だというのが分かるような、赤い表示を造られているようなパターンになります。公共であれば、ここまでおしゃれなものができるかというところもありますが、民間が、その場所に応じてデザインされた喫煙所を設置されていて、同じように自動販売機を入れられたりして、収益も上げながら維持管理をしていくような仕組みを取られてるようなものになります。こちらの2事業者さんのほうに、こちらの担当者からも連絡を取ってみて、状況を聞いてみたところ、やっぱり助成制度がないと、なかなか成り立たないというところで、特に初期費用がかかってくるころなので、その辺りがきちんと行政でカバーができれば、先ほどの自動販売機で維持管理費を生み出すとか、そういった工夫をしながら設置することは

できるのかなということ、助成制度ができたときには、ぜひお話しいただきたいと言っていたいておりますので、候補地によるとは思いますが、そのような事業者とも連携しながら、すすめられたらと思っております。

助成制度については以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。それじゃ、この点につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見、お願いいたします。

小谷委員のほうから追加はよろしいですか。先ほどのことに加えて、何かございましたら。特によろしいですかね。

ほかに、他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　15ページの表、ありがとうございます。見させていただくと、助成対象がコンテナ型とパーティション型と屋内で、それぞれ全てを助成してる自治体もある中で、パーティション型は対象外にしているところがあったりということなのですが、大阪市の場合は、今までのこの資料を見ますと、基本、閉鎖型としながらも、屋内などの形であっても助成対象にするということなんですよ。それは細かい状況、設置状況などを見ながら進めていくということで、どの形態でも基本は助成対象ということですね。すみません、確認だけさせていただきました。

○木村課長　ありがとうございます。具体的に助成制度につきましても、場所に応じた設置であるとか、そこの通行量とかも勘案した設置が必要かと思っておりますので、実際、補助金というのは基本的に上限額があって、そのうち事業者さんが使った費用に対してだけ補助をしますので、例えば1,000万円で補助金制度をつくっていて、パーティション型であれば、例えば500万円でできましたということになったときには、その金額までが上限になって、500万円を助成するというような形になりまして、この「コ」と「パ」というふうに書いている部分については、明確にその自治体が分けて上限額を設置されているパターンのもことになります。それ以外について、



特にパーティション型は除くとか、そういった意味ではないです。

○谷内委員　ありがとうございます、すみません。

○青木委員長　ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

じゃあちょっとその前に、今の追加ですね。

○木村課長　すみません。補足説明ですが、上欄の助成対象のところを除いているところもございますので、全てが助成対象にはなっていないところもあります。失礼しました。

○青木委員長　近藤委員、お願いします。

○近藤委員　この助成制度活用事例として、非常にきれいな、おしゃれな喫煙所の写真を見せていただいて、なるほどとは思いますが、先ほど民間の方の場所に設置する場合は、基本的に民間の方がおそらく計画を立てて、図面も引いて、審査にクリアするような書類を整えて、大阪市の審査を受けて、工事の監督に怒られるだろうし、工事が終わった後、そのとおりになっているかどうか、相当なハードルをクリアしてでもご協力していただける方を探すという作業になるかと思えますけども、そのときに助成するのが、いわゆる実費だけ、工事費だけを負担するというのであれば、それまでにかかった、こういう事務作業だとか、書類作成だとか、費やした時間を、この喫煙所を運営するというので、今後利益で賄っていけるという判断がないと、なかなか商売やっている方としては、ボランティアでやるわけにはいかないと思うんですね。こうして見てみると、ただ自動販売機を置いているだけで、1日の売上げ利益なんてたかが知れているかと思えます。そうすると、かかった経費を出すという助成だけではなくて、維持運営するときの何かそれなりのインセンティブをもう少し出すとか、そういうことも含めて、トータルで見て十分メリットが出るなという判断を、その民間の事業者がされないと、なかなか応募する人はいないと思うんですけども、

その辺のお考えはいかがでしょうか。

青木委員長の最初の発言に戻りますけども、まずは市として道路を活用したり、何かを活用したりできるのか、出してみても、それで足りないところが10なのか、100なのか、500なのかというのを一度やって、やっぱり民間の方の応募を集めるためには、じゃあインセンティブ制度をどう変えないといけないとか、そういうところにかかってくるかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。確かにまず候補地として、大阪市のほうで成り立つ部分をまず確保した上で、それでも成り立たないときに助成制度を使いながらご協力を求めていくという姿勢で進めていくことになるかと思っております。先ほど、おっしゃっていただいたとおり、事業として成り立つ、成り立たないという部分については、先ほどの事業者から聞いていると、一定の事業としてというところもありますし、一定の社会貢献ではないのですが、お話を聞いていると、テナントを一等地で貸されているオーナーで、収益というよりは、賃料を通常よりも下げた上で提供してもらえたりするとの話もあって、そういった協力もあって成り立つものもあると聞いています。

前回、近藤委員からご提案いただいて、SDGsのところ、小谷先生からも聞いていただいていた部分で、お金以外のメリットの部分のところであるとか、事業者に対しては、SDGsで、例えば環境局としてSDGsの達成に向けて路上喫煙対策に取り組んでいますということの姿勢を示して、その上で、その企業さんが協力していただけたところもあって事業に協力しているということを示す場合には、保証協会であるとか、SDGsの関係で融資のあっせんや募集をされているケースなどもあるので、そういったそれぞれの企業さんが、大阪市が市内全域の路上喫煙禁止をやっていきますというところに対してご賛同し、ご協力いただいて、事業者にとっても環境を配慮してやっているんだということを示していただけるような形で、何かインセンティブというものを、やはり考えないといけないかなというのは、前回もいただいていた意

見と同様に、考えないといけないと思いました。ありがとうございます。

○近藤委員 全く僕もそのとおりだと思う。この例を見ていると、自動販売機を置いて、一月の売上げは知れていますし、そういう環境を整えてやっていて、その収益で何とかというように、そういう考え方で、こういう応募をされた方がいたら、いや、ちょっと目論見が違ったとなったときに、もう3年でやめさせてもらいますわというようなことになっても困ると思いますので、やっぱり少なくとも5年、10年、場所を提供していただいた、企画に賛同していただいたということに対する何らかのメリットはやっぱりちょっと考えないといけない。応募する、協力しようとする人がちょっと出てきづらいのかなと思います。

○青木委員長 ありがとうございます。そういう既に行ってるところの事例のヒアリングも含めて、メリット、インセンティブの辺りを検討していく必要があるかもしれない。

ほかにいかがでしょうか。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員長代理 小谷でございます。

これまでのご質問とかご発言に重なるところがあるんですけども、まず、公設でできる限り整備をした上で、民の力をお借りすると言うと変ですけど、民との連携によって政策全体の実現を図るという方針であるということが確認されたと思います。ついては、やはり民のご協力をいただくときに、何らかのインセンティブがなければいけないというのはそうだと思いますが、また一方で、その予算的な制約ももちろんあるわけですので、今回、特に短期に整備をしなければいけないという大きな命題があって、その制限もある中で、ある程度、人流の程度とかで重点的に優先していくべき地域とか、そういった視点もお持ちの政策方針になっていますので、その中で、多少グラデーションをつけて誘導施策を、積極的に導入していく形を持っていくべき地域とか、そういった選別もあってもいいのかなというふうに、ちょっと感想めいたこ

とで恐縮ですけど、思いました。

また、先ほどの発言と重なって恐縮ですけども、やはり既施設を活用していくことというのは経済面でも効率性が高いですし、短期整備という意味でも非常に有効かと思しますので、その辺りについて、先ほど言及いただきましたように、指定していただくことで、例えばSDGsとか、そういったことへの貢献というものについても、何か認証制度じゃないですけど、認定を与えるとか、そういったお金がかからない部分でも何かメリットなど、仕組みづくりも併せて考えていけると、多少誘導しやすくなるのかなというふうにも思ったりしたところでした。認定制度とか、そういったものをうまく活用して、とにかく環境を整備して、分煙という形で全市の路上喫煙禁止に持っていくというのが大きな命題だと思いますので、それに倣う形で、どのような基準にするかについては、現状をこれから調査いただいた上で、柔軟に、グラデーションをつけることも前提に考えていただければと思います。ちょっと感想めいたことで恐縮ですけども、よろしく願いいたします。

○青木委員長　　ありがとうございました。今のご意見も含めて、ご検討いただければと思います。

民間の助成制度、本日はよろしいでしょうかね。

それでは、少し報告事項がありますので、一旦本日のご説明につきましては、委員の皆さんからの様々なご質問、ご意見をいただきましたので、これも踏まえて、引き続き検討いただくということにさせていただきます。次回にはさらに方針に向けたまとめみたいなことを事務局で用意してもらって、9月の委員会で議論すると、そんな予定になりますか。

○木村課長　　そうですね、これまでいただいたご意見を、前回も含めて総論といたしますか、全市路上喫煙禁止に向けたご意見もいただきましたし、喫煙所に関してもご意見いただいたと思いますので、またその辺りを中間答申案という形でお示しさせていただきますながら、そこにまたご意見をいただいて、バージョンアップさせていただく

ような形でさせていただけたらと思います。

また、内部でも引き続き検討を進めていきますので、その辺りでまたご説明できるような情報があれば、そのときにもご提供させていただけたらと思っております。

○青木委員長 恐らく少しいろんなご意見があるものになると思いますので、早めに案をいただきまして、皆さん、十分検討できるようにしていただければと思います。

そうしましたら、そのつもりでご予定を、お聞きいただきまして、また山内委員には今日のご意見の結果を別途お伝えいただけるようお願いしたいと思います。

では、最後に、前回の宿題とか、ご報告をしておく必要がある点等、幾つかございますので、これもご説明、よろしく申し上げます。

○木村課長 すみません、そうしましたら、まずは本市の喫煙所の1つでありますなんばの喫煙所の状況報告をさせていただきます。こちら、前にも広場の整備に関して実証実験を行って、そのときに喫煙所の場所も移設をさせて、パーティション型ではないですが、暫定的に壁をつくって喫煙所を設けていたときにご報告させていただいたかと思いますが、今回、広場の整備に関して、こちら、次のページに書いておりますが、空間再編の推進事業整備プランというものを大阪市がまとめてまして、それに対してパブリックコメントを実施いたしましたので、そのときの結果状況について、簡単にご紹介させていただきます。

次の参考としてつけさせているのが、整備プラン（案）概要版で、具体的にはどちらかというとハードの広場の整備をどうしていくかという内容なので、特に喫煙所の話は何も書いていないものになります。これに対してパブリックコメントを実施したところ、元のページのほうに戻りまして、寄せられたのが、6月1日から6月30日募集し、合計47通の意見がございました。1通の中に様々な意見があり、意見としては151件ございましたが、たばこに関する意見が27件ございまして、通数で言うと26通だったので、47通中26通が喫煙所に関するご意見だったということで、想定よりも多い状態です。喫煙所に関してが17件。あとは喫煙所だけではなく、

ごみのポイ捨ての観点でごみ箱の話や、たばこ税の活用についてもご意見があったような状況でした。

エクセルでつくった表に、いただいた意見の要旨を左側に、本市の考え方を右側にまとめてまして、喫煙所に関しての意見をまとめたものが17件とあり、色を塗っているのが、喫煙所に関する意見の主なものに線を引かせてもらっております。海外からの観光客にも分かりやすい喫煙所を設けてほしいであるとか、今の喫煙所は残してもらいながら、もう一か所、増設をお願いしますであるとか、なんばらしいものを考えてほしいであるとか、喫煙所を整備しないと、火災とかのリスクや、ごみの問題なども出てくるので、しっかり残してほしいというようなご意見であるとか、喫煙者の方からは利用しているので設置をお願いしますという意見であるとか、デザイン性のこと、シンボルになるようなものにしていただきたいとか、そういったご意見もありまして。ただ、全て喫煙所を残して欲しいというわけではなく、次のページの意見の下の2つは、喫煙所は撤去が望ましいという意見であったり、世界のおもてなしの玄関口にふさわしい場所になるように喫煙所はなくしてほしいというような、そういった意見もございまして、いろんな意見が寄せられているような状況でした。

なんばの広場の空間再編推進事業整備プランについては、とりまとめられて策定されたところですが、喫煙所に関しては、方向性がまだ見えてなくて、これから議論を深めながら、どういうふうにしていくか、今、市内全域路上喫煙禁止に向けた喫煙所の整備の話もありますので、そういったものも勘案しながら、今後、関係先と調整していくこととなりますので、状況だけご報告させていただきます。

こちら、以上でございます。

2つ目が、前回いただいた意見に対しての補足説明を2つしたいと思っております。

○岡村課長 健康局です。

本日、谷内委員から公園の件について、前は山内委員から学校の件につきまして、たばこを吸っていい場所なのかどうなのかというふうなロケーションの話があったと

思います。改めまして、喫煙所のロケーション、立地についてということで、健康増進法及び大阪府条例でどのようになっているのかというのを改めて確認、説明させていただきたいと思っております。

こちらの、もずやんが出ております資料、ご覧いただいて。こちらは大阪府の健康増進法のパンフレットです。簡潔にまとめられておりますので、ご説明いたします。一番左に、学校、病院、行政機関の庁舎等というのはどういうふうになっているかといいますと、敷地内禁煙とされています。敷地内禁煙というのはどういうことでしょうかといいますと、屋内は全面禁煙です。喫煙設備を設けることはできません。敷地内、屋外も含むですね、敷地内は喫煙設備を設けないように努めてくださいというふうになっております。ですので、学校内のどこかの教室に喫煙設備を設けるとするのは、もうできないというふうになっております。この法律の趣旨としましては、やはり受動喫煙により健康を損なうおそれが高い方、子どもさん、患者さん、妊婦さんが主に利用する施設であるということから、敷地内は全面禁煙ですということになっています。

次に、真ん中の部分です。こちらは大阪府では子どもの受動喫煙防止に取り組んでいますとなっております。こちらは大阪府子どもの受動喫煙防止条例のことについて説明しています。こちらの趣旨につきましても、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることができないため、子どもの健康を受動喫煙の悪影響や被害から保護するための措置を講ずることが必要であるというふうに条例では掲げられています。そのために健康増進法での屋内とか屋外とか、そういうことの区別なく、住居、おうちですね、家庭とか、自動車、通学路、公園等、子どもが利用するあらゆる場所で受動喫煙をさせないように努めましようとしてされています。受動喫煙というのは、屋外とか屋内ということではなくて、子どもさんや妊産婦さんなど、特に保護されるべき立場の方への悪影響が問題となっているということを経済局の立場から申し上げさせていただきたく思います。

以上、今後整備されていく喫煙所の立地に関してご参考としていただきたいと思いますと思ひまして補足させていただきました。ありがとうございます。

○木村課長　続けてすみません、前回、小谷委員のほうからSDGsの目標の該当性についてご質問いただいておりますので、参考に資料をつけさせていただきます。SDGsにつきましては、皆さんもよくご存じかと思いますが、2015年9月の国連サミットで、加盟国が全会一致で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された目標、国際目標となっております。17の目標、169のターゲットから構成されておりました、路上喫煙対策との関わりにつきましては、次のページの番号のものが該当すると考えておりました、まずは3番の「すべての人に健康と福祉を」という目標に対しては、具体的にたばこの枠組み条約のことも書かれておりますので、たばこの規制というのが世界的な課題で、たばこの煙に含まれる化学物質で周りの人に悪影響を与えることがありますので、受動喫煙の防止などが上げられると考えております。

1番、続けて右側の「住み続けられるまちづくりを」という目標に関しましても、路上喫煙による受動喫煙の被害であるとか、たばこのポイ捨ての防止であるとか、都市の環境上の悪影響を軽減することにつながると考えておりました、11番の目標にも該当すると考えております。

また、下に行きまして、12番の「つくる責任　つかう責任」につきましても、今後、持続性を高めていくためにも、使い捨てや再資源化できないものの利用について、できるだけ控える必要がありますし、たばこのフィルターなども使い捨て製品の清掃などの責任、回収していくようなことであるとか、生産者の方や使用者の方にも路上喫煙の対策についてご協力を求めていきたいと考えておるところです。

14番の「海の豊かさを守ろう」という部分につきましては、大阪市と大阪府でもブルー・オーシャン・ビジョンというのをまとめ上げまして、海のごみというのは陸のごみの7割ぐらいが経由しているということもございますので、たばこのフィルタ



一等はプラスチック製品で、一般的に分解がされにくいものでもございますので、ポイ捨てされた吸い殻とかが排水で河川とか海に流れ込むことで、プラスチックごみによる海洋汚染につながっていくおそれがあることから、ポイ捨ての防止に努めるということが、路上喫煙の対策としてSDGsの14番の目標にもつながってくると考えております。

大阪市として持続可能な世界をめざすために、大阪市として路上喫煙の対策に取り組んでいきますので、先ほど近藤委員からもご紹介があったように、そういったこともしっかりと打ち出していくことで、関係者の方たちにもご協力を求めて、それがSDGsの達成にもつながるんだということを今後、きちんと位置づけをすることで、一緒に路上喫煙対策にも取り組んでいけるような形で進めていけたらと考えております。

すみません、事務局からの報告は以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。

今の3点のご報告について、何かございますか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員 すみません、まず1点目ですけれども、なんばの駅前周辺、なんば広場のことですが、これ、整備プランにもちょっとございますが、大阪商工会議所といたしましても、このなんば駅前広場の実現に向けては初期から関わってまいりました。その関係もありまして、このパブリックコメントも非常に注目しておりまして、ご案内いただく前からこの結果、見ておったところです。さっき木村課長からもお話しがあったように、私も喫煙所の話がすごく多いのはびっくりしたというところです。27件のうちで、ちょっと数えてみましたら、喫煙所がぜひ必要だというのが22件ぐらいありまして、中立的などっちでもないみたいな意見が3件ぐらいと、喫煙所はやめるべきという意見は2件だったんですね。ですから、いかに多くの方が、やっぱりここの喫煙所を望んでおられるのかというのが非常によく分かりました。

ここ、整備方針を見ていただきますと、大阪の玄関口として非常に高級感のある上質なところにしていこうという方針が示されていて、私どもとしても、ぜひそういう広場にしてほしいというふうに思っています。ただ、その中で喫煙所を整備していくに当たっては、やはり今までとは少し違うような形で整備をしていく必要があるのではないかと考えていまして、前にも会議が終わった後、ご紹介させてもらいましたけれども、いわゆる普通の喫煙所ではなくて「仕掛学」でしたね、この雑誌、お渡ししましたけれども、マナーの向上を促しながら喫煙の分野もしっかりできるような「仕掛学」ですかね、こういったものを利用したような、そんな新しい取組というもの、こういうところでやるのがふさわしいではないかなと思った次第です。

この喫煙所に関して意見がすごく多かったということがございましたので、前の委員会でもスケジュールを見せていただきましたときに、アンケート調査を実施するという話があったかと思えます。その状況についてもどうなってるのかなというのが少し気になりました。といいますのも、パブリックコメントでもこれだけ意見が出てきたということです、やはり市民の皆さんがどう思っておられるのかというのを調査するということは、すごく重要なのではないかなと考えていまして、ぜひその次の中間答申なり、させてもらうときの前には、このアンケート調査結果なども見せていただくのがありがたいなというように思っています。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。

アンケート調査についてはどんなスケジュールでしょうか。

○木村課長　実施のところまで行っていますけども、次回の委員会に速報であっても、まとめ、お示しできたらと思っております。間に合わなければ、もしかしたらその次になるかもしれませんが、先ほど玉川委員がおっしゃっていただいたとおり、やはり影響の大きい、今回の全市域の路上喫煙禁止の展開ということになりますので、市民の方からのアンケートであるとか、今後パブリックコメントも実施する予定とな

っておりますので、形が見えた後になりますけども、そういった意見はきちんと委員会でもご報告させていただいて、それを踏まえて、委員の方からもご意見をいただいて、方向性について確定していくような形で進めていけたらと考えております。ありがとうございます。

○青木委員長 はい、よろしく願いいたします。

小谷委員、SDGsの関係はよろしいでしょうか。

○小谷委員長代理 はい、ご準備いただいてありがとうございます。とても十分な説明をいただいたなと思いますし、これを先ほど他の委員からのご意見もありましたように、民間の所有地を利用するような形になることもありますので、積極的に活用して、こういった整備が企業にとってもメリットになると言うのであればですけども、社会貢献という意味を持つことを全員でシェアして取り組んでいければいいなと思っております。よろしく願いいたします。

○青木委員長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様から何かございませんか。

谷内委員、どうぞ。

○谷内委員 SDGsの説明、ありがとうございます。すごく分かりやすかったと思います。ちょっと適切かどうか分からないですが、17番の目標も非常に関わりがあるのかなと思っていまして、今回、特に市だけじゃなくて民間の協力を得ながら、また市民の皆さんの協力といった形で、様々なステークホルダーの方がパートナーシップの中でやっていくということかと思っておりますので、17も入れていただいてもいいのかなと思っています。このなんばのパブリックコメントを見ましても、やっぱり路上喫煙に対しての関心が非常に強いというのがありますし、その一方で、なかなか本当に知られているんだろうか、路上喫煙禁止が全市展開するというのは本当に知られてるんだろうかというのもアンケートではぜひ把握していただきたいところかなと思っています。なので、その啓発のほうもどうなっていくのかというのを、また教えて

いただけたらと思います。

○青木委員長　ありがとうございました。

あと、よろしいでしょうかね。

では、ちょっと時間を超過しましたが、本日の委員会としては以上とさせていただきたいと思います。先ほども確認しましたが、次回は中間答申案というものを少し早めに出していただきまして、今日の皆さんの意見が反映されているものにしていきたいと思いますので、また事前のご検討、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、事務局、よろしくお願ひいたします。

○事務局（松倉課長代理）　本日は青木委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ、長時間のご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第40回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会　午後　3時06分